

(株)エコテックオキナワによる産業廃棄物処理施設建設反対に関する意見書

本市東部地区は、近年人口増加が著しく、急速な市街化が進行している地域であり、臨海部においては、港湾や漁港、工業基盤施設等、本市の産業を支える土地利用となっている。

ところが、平成 21 年 3 月 30 日、(株)エコテックオキナワにより産業廃棄物処理施設の設置許可申請が県に受理され、本市東部地区で感染性廃棄物処理施設の建設計画があることが明らかになった。

当該地周辺は、住宅地をはじめ、公園施設や漁業施設等の立地、各種イベントの開催、共同漁業権の設定などがあり、また、隣接するうるま市洲崎を含めた中城湾港新港地区は産業技術交流拠点となっており、食品製造工場を含めた多くの企業が立地しており、今後の中城湾港新港地区の適正な土地利用からしても、大きな懸念と危惧をもつものである。

このため、感染性廃棄物の処理によって風評被害等があった場合、第 1 次・第 2 次・第 3 次産業とも深刻な影響を与えかねない。

地域住民や公園利用者等への影響・生活環境の保全上適正な配慮が十分でなく、周辺の地域住民への説明もされていない状況である。

加えて、本市において、産業廃棄物処理施設の集中抑止と県内平準化の観点からも、新たな沖縄市負担となる産業廃棄物処理施設建設は断じて許すことはできない。

よって、沖縄市議会は市民の生命・財産を守る立場から、(株)エコテックオキナワの産業廃棄物処理施設建設に断固反対する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 21 年 12 月 9 日
沖 縄 市 議 会

あて先

沖縄県知事